

第2章 点検評価結果

1 財団法人21あおり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 商工政策課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	あおり信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	1名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員	79名	34名	県派遣18名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成18年度)	経常収益	2,635,444千円	(その他参考)	
	経常費用	2,502,023千円	県からの補助金	301,482千円
	当期経常増減額	133,421千円	県からの受託事業収入	63,154千円
	当期一般正味財産増減額	156,421千円	県の損失補償	3,456,285千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおり産業総合支援センター」に変更した。

3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した事項4点及び平成18年度包括外部監査結果報告書における指摘事項のうち当法人の対応が不十分であると認められた事項3点について点検評価を行った。

(1) 平成18年度の報告書における提言事項

ア 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことが期待されているが、当委員会が点検評価を行った平成17年度及び平成18年度においては、当法人の理事長は、非常勤であり、しかも、県外に在住しているため、理事長が実際に勤務する日は、年に数回に限られており、理事長に強力なトップマネジメントの発揮及び法令遵守の徹底を期待することは著しく困難を伴う状況にあると判断された。そのため、平成17年度及び平成18年度の報告書では、「トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るため、理事長の常勤化を早期に実現すること」を提言していた。

所管課では、本提言について、当法人は、本県の最重要課題である「産業・雇用」に係る中核的支援機関として、県内企業に対するワンストップサービスを提供する機関であり、産学官金連携による産業創出やジョブカフェ等、幅広い業務を担っていることから、理事長については、当法人の運営に関する幅広い資質を持った人物が不可欠であるが、そのような人物に常勤の理事長として就任していただくことは現状においては困難であり、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、財務面等の日常業務は常勤の専務理事が担当し、法人の経営方針等については理事長が担当する方式を継続する、としており、平成19年5月27日に加藤丈夫氏（富士電機ホールディングス（株）相談役）が非常勤の理事長として就任している。

当委員会としては、トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るために、理事長の常勤化が早期に実現されることを引き続き強く望むものであるが、非常勤の理事長が選任された現状を踏まえると、当面は、非常勤の理事長の下であっても当法人が適切に経営されることを望むものである。なお、当法人からは、日常的なマネジメントについては専務理事が行っており、逐次、理事長に状況を報告しつつ、重要事項については理事長が決定している、との説明があったが、理事長が経営責任者として実質的に当法人のマネジメントに関与していくためには、ある程度定期的に理事長が事務所において勤務する必要があるが、当法人の厳しい財務状況については理解しているが、理事長が可能な限り事務所において勤務することができるよう適切な手段を講ずることを期待する。

イ 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施

当法人は、平成17年度において、設備投資支援事業をはじめとして20の事業を行っており、また、会計が24の事業に区分されていることにより資金が分散化していることから、平成18年度の報告書では、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

本提言については、平成19年度から、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、「スタートアップ応援型ファンド運営・助成事業」を開始することにより、これまでの各種助成金事業等を集約して県内企業支援のための助成を行うこととしていることから、効果的な事業の実施を期待するものである。

当法人が果たさなければならぬ機能が多岐にわたることは十分承知しているが、引き続き、事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、

より効果的な事業を行うことを望むものである。

ウ 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

平成18年度は、常勤職員34名中18名が県からの派遣職員であり、県派遣職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣期間が限られ、通常3年程度で県に戻ることから、当法人が実施している専門的業務に係るノウハウが蓄積されず、特に設備投資支援事業については、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の企業支援業務が担当職員の短期間での交替により円滑に行われず、このことが貸付債権の延滞増加の要因の一つになっているのではないかと懸念された。このため、設備投資支援事業等に係る専門的なノウハウの蓄積を図り、自立した経営を行うことができるよう、平成18年度の報告書では、「プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を提言していた。

平成19年度も、平成18年度と同様に常勤職員34名中18名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等については、当面は県派遣職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業については、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進することが必要である。

また、当法人の経営状況を踏まえると、プロパー職員の人件費の見直しは喫緊の課題であり、早急にプロパー職員の人件費の見直しを行った上で、見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員を採用するといった経営努力も必要である。

エ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

(ア) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

平成18年度においては、設備・機械類貸与事業に係る未収債権について、債権分類が適正に行われておらず、かつ、当法人が試算している平成17年度末の貸倒引当金必要額3億6,064万円に対し、貸倒引当金1億5,083万円しか計上されていなかった。そのため、平成18年度の報告書では、「設備・機械類貸与事業に係る未収債権について、債権分類を適正に判断するとともに、貸倒引当金を全額計上すること」を提言していた。

当法人は、本提言にしたがい債権分類を厳格に行った結果、平成18年度末の貸倒引当金の必要額を6億2,285万円と見積もっているが、平成18年度の決算においては、貸倒引当金として1億9,497万円しか計上されていない。

当法人は、貸倒引当金必要額を全額計上しない理由として、関係機関から「貸倒引当金必要額を一括計上しなくても違法、不当ではない」という指導を受けたことをあげているが、この見解は、当法人が平成18年度から採用している新公益法人会計基準の下では適当でない。新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に対応することが必要である。

また、当法人及び所管課では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がない」こ

とも理由にしているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切な対応が必要である。

(イ) 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

平成17年度においては、平成16年度と比較し、未収債権の発生額が減少したものの、未収債権の回収額も減少し、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いていた。このため、平成18年度の報告書では、「設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めること」を提言していた。

本提言については、貸与制度の趣旨を損なうことなく、新規未収債権の発生を防止するため、企業調査、審査、検収、事後指導等のフォローアップ体制のより一層の充実・強化に努めており、未収債権の回収については、每期債権回収の目標を設定し、未収企業への重点訪問等により未収督促を強化して回収に努めている、とのことであったが、平成18年度の未収債権の状況は、次のとおりであり、平成17年度と比較し、未収債権の発生額が減少しているが、未収債権の回収額も減少しており、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いている。

【平成17年度及び平成18年度の未収債権の状況】 (単位：千円)

区分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成17年度	928,432	57,346	86,194	58,753	898,527
平成18年度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114

平成19年度において設備・機械類貸与事業を担当している職員は、県派遣職員2.5名、プロパー職員3名の計5.5名となっており、平成18年度と同様の人員体制となっている。平成18年度の設備・機械類貸与事業の貸付実績は、前年度の3.2倍となっており、当法人は、今後さらに設備・機械類貸与事業の貸付けに力を入れ、収益力の向上を図っていくこととしているが、現状の人員体制では、今後増加する債権を適切に管理していくことは困難と思われる。事実、平成18年度の未収債権の自己査定による貸倒引当金の算定は、決算が終了した8月に行われている状況である。貸付けから回収まで責任を持ってできるような体制にしていかなければ、今後さらに未収債権が増加する可能性もある。

したがって、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要がある。特に、債務者区分が「要注意先」以下に分類されている企業については、中小企業再生支援協議会やコーディネーターの活用等により、当該企業の再生支援に向けて取り組むことも必要である。

また、回収が実際上困難であるにもかかわらず、償却基準に該当しないため、長期間にわたり第 分類（回収不可能又は無価値と判定される債権）に分類されている債権があったことから、平成18年度の報告書では、「未収債権の償却基準を合理的な観点から実態に合うように見直すこと」を提言していたが、今後、規程改正を行い、計画的に償却していく予定であることを確認したので、適切に実施する必要がある。

(2) 平成18年度包括外部監査結果報告書における指摘事項

ア 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における人件費の計上について

設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の振替えが行われており、その結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適

切に表さなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させていることから、次期以降このような取扱いを改める必要がある、と指摘されている。

また、オーダーメイド型貸工場事業会計については、人件費配賦の基準について一貫性・継続性が見られず、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っているとは到底考えられないことから、業務量を反映した人件費の配賦基準について、十分検討する必要がある、と指摘されている。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら、財政状況を踏まえて検討していきたい、としている。

事業ごとに事務分担が決まっていることから、事業を実施する職員の人件費については、当該事業に係る会計に配賦する必要があり、また、管理費については職員数に応じて配賦するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

イ オーダーメイド型貸工場事業会計における青色申告の承認申請書の提出遅延による欠損金の繰越控除の機会喪失について

平成13年度及び平成14年度において、青色申告の承認申請書の提出遅延により欠損金の繰越控除の機会を逸し、納税資金約24,000千円が失われたが、この重大な手続上の瑕疵につき、所管課への報告や責任の所在を明らかにすることも当時なされなかったことから、事業実施に当たっては、善良な管理者としての注意をもって行い、問題があれば速やかに所管課への報告がなされる体制を整備すべきである、と指摘されている。

当法人では、事業の執行については、常に善良な管理者としての注意をもって事業の実施に努め、今後、同様のケースがないよう細心の注意を払い、適切に処理し、また、問題が発生したときは、速やかに理事長に報告するとともに、所管課に報告する体制にしていく、としていることから、適切に対応する必要がある。

ウ オーダーメイド型貸工場事業会計における前期損益修正損の内容及び税務上の損金性について

平成17年度決算において前期損益修正損73,738千円が計上されているが、その内容は、平成13年度の税務申告上、割賦設備の元金部分を誤って収入計上したことによる過年度決算の修正損であり、発生原因の十分な究明と改善措置が必要であると考え、と指摘されている。

当法人では、今後、同様のケースがないよう相手先企業の債権管理を適切に行うようにし、また、会計事務所から提出された書類についても、債権残高と照合することとしている、としているが、まず原因の究明を行い、過去の事実を文書化して整理するとともに、その結果を踏まえた上で再発防止策を講じる必要がある。